

# 熊本県時短等要請協力金

## 電子申請サポート窓口（完全予約制）の設置について

令和3年4月29日（木）から令和3年6月13日（日）の期間における熊本県時短等要請協力金の申請受付を令和3年6月14日（月）から開始します。

なお、今回からは郵送による申請のほか、電子申請もご利用いただけます。

電子申請の開始に伴い、希望される方に対して個別で電子申請のサポートを行う窓口を下記のとおり開設します。完全予約制ですので、必ずご予約のうえお越しください。（窓口の数に限りがありますので、ご希望に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。）

### 記

【日程】 すべて9:00～17:00 ※1時間を1コマとし、完全予約制での対応です。

会場	日程
熊本会場 熊本ホテルキャッスル （熊本市中央区城東町 4-2）	令和3年6月16日（水）～30日（水） ※期間中、土・日は除きます。
玉名会場 ホテルしらさぎ （玉名市岩崎 730）	令和3年6月16日（水）・17日（木） 24日（木）・25日（金）
人吉会場 人吉商工会議所 （人吉市南泉田 3-3）	令和3年6月16日（水）・17日（木） 22日（火）・23日（水）
八代会場 セレクトロイヤル八代 （八代市本町 2-1-5）	令和3年6月16日（水）・17日（木） 24日（木）・25日（金）
阿蘇会場 阿蘇の司ピラパークホテル （阿蘇市黒川 1230）	令和3年6月21日（月）・22日（火） 28日（月）・29日（火）
天草会場 天草市民センター （天草市東町 3）	令和3年6月22日（火）・23日（水） 29日（火）・30日（水）
菊池会場 菊池笹乃家 （菊池市隈府 1090-1）	令和3年6月24日（木）・25日（金） 29日（火）・30日（水）

## 【予約について】

- 以下の予約専用電話番号にお電話のうえ、事前のご予約をお願いします。

●電子申請サポート窓口予約専用電話番号 096-213-7092

予約受付期間：令和3年6月12日（土）～6月30日（水） 平日9：00～17：00

※6月12日（土）・13日（日）のみ9：00～17：00 受付

- 以下の時間枠で予約を受け付けます。（全日程・全会場共通）  
9時～/10時～/11時～/13時～/14時～/15時～/16時～
- 定員に達し次第、予約受付を締め切りますのでご了承ください。

## 【当日ご持参いただくもの】

- 当日は、以下の（１）～（９）の必要書類を必ずすべて持参してください。写真に撮ったものは、印刷して持参してください。

- 書類に不足や不備があった場合は、申請が完了しませんのでご注意ください。

- （１）食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※
- （２）直近3年分の確定申告書（原則として税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）、青色申告決算書（月別売上高）等の写しを含む。ただし、令和2年以降に開業し確定申告を行っていない場合は売上台帳等の写し。） ※
- （３）店舗若しくは事業部門ごとの令和元年・2年・3年の各4月～6月の月別売上高（税抜）が確認できる書類等の写し（売上台帳等の写し含む）及び令和元年・2年・3年の各4月～6月の1日ごとの売上高（税抜）が分かる書類（書類が無い場合、予約時に相談してください。） ※
- （４）協力要請（第5回）を受け、対象期間に全面的に応じたことが確認できる書類（時間短縮営業のお知らせ（様式3-1）または休業のお知らせ（様式3-2）を店頭に掲示している写真）  
▼以下の2点を満たすようご注意ください。
  - ① 店名が分かる看板等が時短のお知らせと一緒に映っているなど、申請する店舗の店頭のお知らせが掲示してある状況が分かり、かつお知らせの内容が判読できるもの。（看板を入れた遠景ではお知らせの内容が判読できない場合、写真が近景と遠景の複数枚に分かれても可。）
  - ② 申請する期間のすべてについて、要請通りに時短営業に協力していたことが分かるもの。
- （５）「熊本県感染防止対策ステッカー」（チェックリストを含む）又は各市町村独自の感染防止ステッカーを店舗に掲示している写真 ※
- （６）振込先口座の通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し（原則申請者名義）
- （７）第4条（１）③に規定する罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し（該当する方のみ）
- （８）令和3年3月の営業実態確認書（様式4）（無い場合はメモで可）
- （９）酒類提供が確認できる書類（メニュー表の写しなど） ※

※（１）、（５）、（９）については、これまでに協力金交付実績があり、内容に変更がない場合のみ省略可能です。

※（２）、（３）については、中小企業、又は個人事業主の方で、売上高方式を採用し、1日あたりの支給額が25,000円（熊本市全域の5月16日～6月13日分は30,000円）となる場合のみ、省略可能です。